



高齢者施設入居で、家が「空き家」になってませんか？

認知症の対策に「民事信託」を！



「老後は高齢者施設で」という方が増えています。

一人暮らしだった方が高齢者施設へ入所すると、
それまで住んでいた家は**空き家**となりますね。

そのまま家を放置しているご家庭は要注意！
認知症になった場合のこと、対策されていますか？

空き家になっても、**固定資産税・家の維持管理費**の支払が必要です。

しかし、家の所有者である**親が認知症**になってしまうと、ご自身では管理できませんね。

施設の費用も必要ですので、家を売ろうかと検討するとき

認知症になってしまうと、空き家を**売却**することも**賃貸**することもできません。

そこで注目されているのが



民事信託を知らない

家を処分・活用できず放置。
固定資産税の負担や
空き巣・放火の被害など
様々な心配事につながります。

民事信託を使うと

受託者(ご家族)の判断で
家を売却するなど活用できます。
売ったお金は信託財産となり
受益者(親)のために
施設費用にあてることも可能。

F&Partnersでは民事信託の実績多数！ぜひご相談ください！

今週の
お客様の**声**

依頼して
よかった点は？

川越市 A.A様

委任することと自分で手配することができることをちゃんと教えてくれた
そのため、巻恩、たより費用がわからなかった。

